

IX. 安全な生活環境の推進

1. 食の安全対策

(1) 目標

大目標	食品・添加物・器具および容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。
小目標	① 食品関係営業施設等の指導 食品関係営業施設等に対し、食品衛生講習会や監視において自主衛生管理を推進することにより、区民の食の安全を確保します。 ② 区民への食品衛生普及啓発 広く区民に対し様々な媒体や機会を通じて食品衛生の普及啓発を行なうとともに、食中毒多発期の注意喚起や食品問題発生時の情報を提供します。

(2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
監視指導件数	5,920件	令和5年版 豊島区の保健衛生	10,000件	10,000件
消費者向け普及啓発 参加人数	1,659人	令和5年版 豊島区の保健衛生	1,800人	1,800人

(3) 現状と課題

① 食品関係営業施設数及び監視指導数

食品衛生法等に基づき、公衆衛生に与える影響が著しい飲食店等の許可及び監視指導を行っています。令和3年6月1日に食品衛生法の一部を改正する法律が施行されました。主な改正内容は「新たな営業許可制度」、「営業届出制度の新設」、「HACCP（ハサップ）^(※)に沿った衛生管理の制度化」です。この改正により、食品製造業取締条例の廃止、東京都ふぐの取扱い規制条例及び豊島区食品衛生法施行細則の改正が行なわれました。

(※) HACCP（ハサップ）とは、事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法です。

実績数

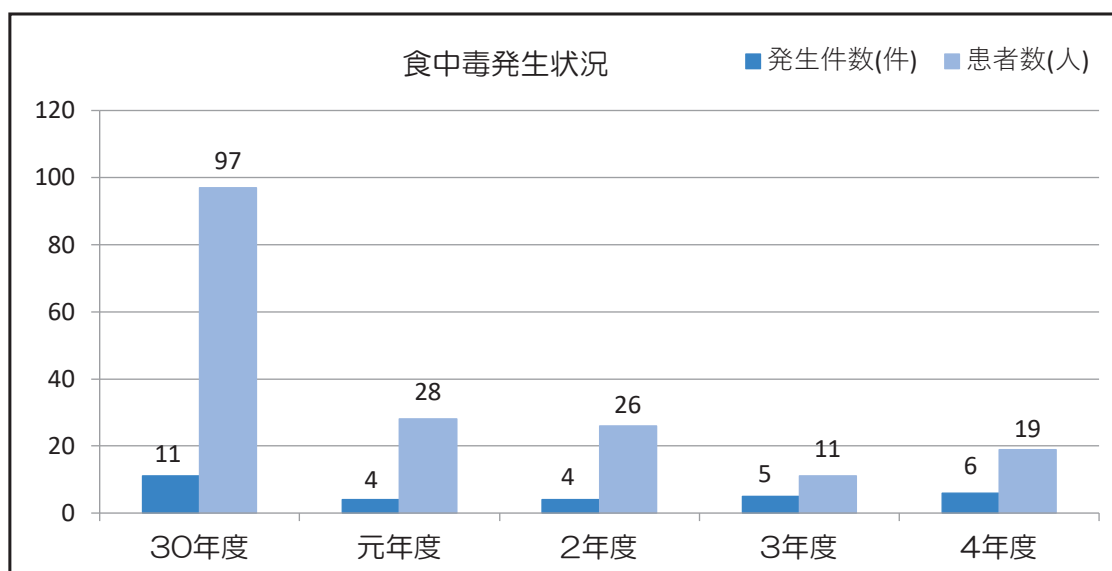
(件)

年度	区分	新規	施設数	監視指導数
30年度		1,635	13,618	19,200
元年度		1,623	13,585	17,306
2年度		1,579	13,679	10,163
3年度		4,993	11,038	7,340
4年度		2,005	10,922	5,920

「豊島区の保健衛生（令和5年版）」より

② 食中毒対応

食中毒の届出のあった場合には、その原因施設・原因食品・原因物質等の調査を行なっています。また、原因施設が特定された場合には、営業者に対して取扱いの改善等の措置を行ない、事故の再発防止に努めています。



「豊島区の保健衛生（令和5年版）」より

③ 食品衛生講習会

食品関係営業者、食品取扱従事者、及び消費者を対象に講習会を行なっています。また、令和5年3月からは食品等事業者を対象とした動画を作成し、配信を開始しています。

実績数

年度	区分	食品関係営業者		消費者	
		回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
30年度		37	2,071	13	1,714
元年度		38	1,953	7	652
2年度		10	367	0	0
3年度		18	748	1	30
4年度		22(1)	957(74)	1	193

* ()内は動画配信における実績を計上(内数)。

「豊島区の保健衛生(令和5年版)」より

④ 食の安全推進事業

広く区民に食の安全を普及・啓発するため、食中毒予防に関するイベントへの参加及び食中毒多発時期に池袋駅東口の百貨店への懸垂幕の掲示等を行なっています。

実績数

年度	区分	知って防ごう食中毒 (食育イベント) (人)	街頭相談 (人)	中央図書館 特集展示 (回)
30年度		655	503	2
元年度			281	2
2年度				2
3年度				2
4年度		835	631	2

「豊島区の保健衛生(令和5年版)」より

(4) 目標達成に向けた取り組み

① 食品衛生監視指導計画の策定および監視指導の実施(生活衛生課)

毎年度、区民の意見も取り入れた食品衛生監視指導計画を策定します。この計画は食品の製造、販売等を行なう施設等に対する衛生確保を目的とした監視指導に関する事項について定めるものです。この計画に基づき監視指導を実施していきます。

事業名(担当課)	事業内容
食品衛生監視指導計画の策定 (生活衛生課)	食品の製造販売等を行なう施設に、HACCP(ハサップ)に沿った自主衛生管理の推進を指導し、区民の食に対する安全・安心の確保に取り組む。

② 食品事故の防止（生活衛生課）

食中毒の届出があった場合には、速やかに施設、患者及び関係者等の調査を行ない、原因究明に努めるとともに、東京都や他の自治体と連携し患者の拡大防止に努めます。また、原因施設に対して、営業停止、販売禁止及び施設改善などの措置をとり、事故の拡大・再発防止を図ります。

③ 食品衛生情報の提供および普及啓発（生活衛生課）

区民の食品に対する不安解消、衛生知識向上のため、ホームページ・広報紙等を通じて情報発信を行なっています。また、食の安全推進事業として食中毒防止のための標語の掲示や食品衛生街頭相談等を行なうことにより、食品の安全性についての正しい知識を広く啓発していきます。

2. 飲料水の衛生確保

(1) 目標

大目標	自主管理の推進により、衛生的な飲料水を確保します。
小目標	専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道・特定建築物等における飲料水の水質について、自主管理の推進を啓発することにより、衛生確保を図ります。

(2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
簡易専用水道 受検率（特定建築物 を除く）	74.7%	令和5年版 豊島区の保健衛生	78.0%	80.0%
貯水槽水道監視指導 数	60件	令和5年版 豊島区の保健衛生	100件	100件

(3) 現状と課題

水道は、日常生活を営む上で必要不可欠な施設です。ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を經由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保のため、法定検査受検数の向上及び施設の継続的監視指導が重要です。

		年度	30	元	2	3	4
専用水道	施設数		1	1	1	1	1
	監視指導数		0	0	0	0	0
簡易専用水道 (有効容量10m ³ を超える 水道法対象施設)	検査対象施設数		462	457	450	446	439
	受検報告数		348	340	336	334	328
	受検率		75.3%	74.4%	74.7%	74.9%	74.7%
貯水槽水道 (有効容量10m ³ 以下の 区要綱対象施設)	施設数		4,724	4,687	4,524	4,471	4,352
	監視指導数		265	154	186	201	60
特定建築物 (延べ床面積3千m ² を超える ビル衛生管理法対象 施設)	施設数		218	218	218	219	220
	立入検査数		82	77	60	57	75

「豊島区の保健衛生（令和5年版）」より

(4) 目標達成に向けた取り組み

① 維持管理方法の周知（生活衛生課）

広報や個別通知等の手段により、専用水道、簡易専用水道及び貯水槽水道の所有者等に対して貯水槽等の維持管理の方法について啓発を図ります。

なお、簡易専用水道に対しては、登録検査機関による設備検査の受検及び報告について周知を図ります。

また、水道法の適用が無い貯水槽水道については、豊島区貯水槽衛生管理指導要綱に基づき、給水設備の異常の有無や適正な維持管理方法の実施について現場指導を行いません。

事業名（担当課）	事業内容
簡易専用水道受検率の向上 （生活衛生課）	簡易専用水道に対する受検報告の周知
貯水槽水道監視指導 （生活衛生課）	貯水槽水道に対する監視指導の実施

② 相談窓口の活用（生活衛生課）

飲料水の相談窓口を通じて、貯水槽の利用者や管理者等に対して、衛生的な管理の重要性についての啓発を行いません。

③ 汚染事故への対応（生活衛生課）

貯水槽の汚染事故に対して迅速な対応を図るとともに、汚染事故が起きる可能性がある場合に、所有者及び管理者が行なうべき対処方法について周知を図ります。

④ 現場指導の実施（生活衛生課）

専用水道、簡易専用水道、特定建築物に対して、法令に基づいた適正な維持管理方法の実施について現場指導を行いません。

3. 快適な生活環境の推進

(1) 目標

大目標	営業施設の衛生指導と室内空気環境の情報提供により、生活環境の向上を図ります。
小目標	日常生活に密接な関係を持つ営業施設の衛生水準の向上と、快適な室内環境づくりのための衛生知識の普及により、快適な生活環境づくりを推進します。

(2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
法、条例関係施設監視数	1,404件	令和5年版 豊島区の保健衛生	1,400件	1,400件
特定建築物立入検査数	75件	令和5年版 豊島区の保健衛生	80件	80件

(3) 現状と課題

① 営業施設の衛生確保

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プールなど環境衛生関係施設営業施設について、利用者の安全確保の観点から施設の衛生水準を確保し、また向上を図ることで、快適な生活環境づくりを推進する必要があります。

(件)

		年度	30	元	2	3	4
法令・条例関係施設	施設数	2,798	2,950	2,975	2,987	3,041	
	監視指導数	1,452	1,411	1,088	1,066	1,404	
特定建築物 ^(*)	施設数	218	218	218	219	220	
	監視指導数	82	76	60	55	72	
レジオネラ症の発症防止啓発（主に高齢者利用施設）	調査啓発指導数	15	0	0	0	0	

(*) 区が所管する3000m²～10,000m²の建築物 10,000m²超は東京都が所管
「豊島区の保健衛生（令和5年版）」より

② ねずみ・衛生害虫、室内空気環境に関する相談対応や情報提供の充実

商店街等におけるねずみ対策の相談が多くなっています。ハチ、蚊、トコジラミ、ダニ、アタマジラミ、その他害虫等の相談も多く寄せられています。また、空気環境については「香害」などの新たな相談への対応が求められています。

(件)

		年度	30	元	2	3	4
ねずみ・衛生害虫の相談および知識の普及	ねずみ衛生害虫相談数		895	824	845	1,006	1,016
	ねずみ相談数(再掲)		348	282	295	400	399
	出張相談所利用者数		127	126	81	69	94
	講習・研修参加者数		73	314	55	55	487

「豊島区の保健衛生(令和5年版)」より

(4) 目標達成に向けた取り組み

① 営業施設の衛生確保(生活衛生課)

環境衛生関係施設営業施設についての許可等を行なうとともに、監視指導を行ない施設の衛生水準の向上を目指します。併せて、講習会等を通じて、営業者の公衆衛生意識の向上を図ります。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する大規模な建築物(以下、「特定建築物」という。)に対し、空気調和設備、給排水等の維持管理状況について、立入検査、相談指導を行ない、多くの人々が利用する施設の快適さの向上に努めます。衛生水準を確保し、また向上を図ることで、快適な生活環境づくりを推進します。

事業名(担当課)	事業内容
営業施設監視指導 (生活衛生課)	環境衛生関係営業施設に対し監視指導及び講習会を実施する。
特定建築物立入検査 (生活衛生課)	特定建築物に対し立入検査及び相談指導を実施する。

② ねずみ・衛生害虫、室内空気環境に関する相談対応や情報提供の充実(生活衛生課)

ねずみ、衛生害虫などの防除方法の知識について、衛生講習会、相談窓口や出張相談所などを通じて、啓発活動を推進します。また、住宅の室内空気環境等に関する相談対応、ホームページ等による助言や啓発により、快適な室内環境の実現に寄与します。

4. 医薬品等の安全性の確保

(1) 目標

大目標	医薬品等の適切な管理を推進することにより、安全な医薬品等の提供を確保します。
小目標	① 通常時のみならず、緊急時の情報発信についても、迅速正確な対応を行ないます。 ② 販売業者に対して、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の周知・啓発を推進します。

(2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
薬局等監視件数	526件	令和5年版 豊島区の保健衛生	450件	450件
家庭用品の試買検査 数	18件	令和5年版 豊島区の保健衛生	18件	18件

(3) 現状と課題

① 医薬品等の適正管理

i) 薬局、店舗販売業

医薬品等の適正使用、管理について、薬局及び店舗販売業の管理者を対象とした講習会の実施や資料配布を通じて啓発に努めています。なお、コロナ流行後、令和4年度より対面での講習をWebに変更し、より受講しやすい講習会にしています。一方、Webでの配信のため正確な参加者数の把握ができない、講習アンケートの回収が難しいなどの課題があります。

ii) 医療機器の販売業・貸与業

医療機器による被害の発生状況などの情報の収集及び提供に努めています。最新情報の収集及び提供体制の整備が課題です。

② 家庭用品の安全性の確保

保健衛生上の見地から、家庭用品の安全性を確保します。規制対象である繊維製品や家庭用化学製品に含まれる有害物質を検査し、健康被害が生じるおそれのある家庭用品の流通を防止します。

(4) 目標達成に向けた取り組み

重点 ① 医薬品等の適正使用、安全性についての普及啓発（生活衛生課）

監視時のパンフレット配布、ホームページ等の媒体の利用、衛生講習会の実施等により、医薬品等の適正使用、安全性についての普及啓発を行ないます。

事業名（担当課）	事業内容
医薬品等適正使用情報の提供 （生活衛生課）	医薬品・医療機器等に関する情報の収集及び提供

② 家庭用品の安全性の確保（生活衛生課）

規制対象である繊維製品、家庭用化学製品を試買、検査します。健康被害のおそれのある家庭用品の流通を防止し、家庭用品の安全性の確保を目指します。

事業名（担当課）	事業内容
家庭用品の試買・検査 （生活衛生課）	規制対象の家庭用品の試買による有害物質含有量の検査

5. 診療所等における医療の安全の確保

(1) 目標

大目標	医療安全に関わる情報提供を行ない、診療所等における医療の安全を確保します。
小目標	① 診療所等における院内感染の防止 診療所等における院内感染を防止し、患者及び医療従事者の安全を確保します。 ② 医薬品、医療機器等の適正使用による安全の確保 診療所等において医療機器等が適正に使用されることにより、患者及び医療従事者の安全を確保します。

(2) 数値目標

指標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
診療所等立入検査 件数	89件	医療法25条の規定に 基づく立入検査年報 (令和4年度分)	90件	90件
有床診療所等 立入件数	2件	医療法25条の規定に 基づく立入検査年報 (令和4年度分)	5件	5件

(3) 現状と課題

① 診療所等における院内感染の防止

診療所等の新規開設時に立入検査を実施し、医療安全体制の確認や医療安全に関わる情報提供を行なっています。また、有床診療所及び入院設備のある助産所については、継続的な監視指導に努めています。

② 医薬品、医療機器等の適正使用

診療所等の新規開設時立入検査において、医薬品、医療機器等に係る安全管理の体制の確認及び情報提供を行なっています。緊急を要する情報等の発信として、ホームページを活用した情報提供も行なっています。さらに、情報提供の体制の整備を図っていく必要があります。

(4) 目標達成に向けた取り組み

重点 ① 有床診療所等立入検査・指導（生活衛生課）

有床診療所及び入院設備のある助産所に対し、効果的な監視指導を継続します。

② 診療所等に対する緊急情報等の周知徹底（生活衛生課）

資料配布とホームページの併用により、診療所等に対する緊急情報の効率的な周知徹底を図っていきます。

事業名（担当課）	事業内容
医療監視 （生活衛生課）	診療所、助産所への立入検査の実施、情報の提供等によって医療の安全を確保する。